

こども未来局

1. 条例の概要

子どもが生まれながらに持つ権利の尊重等を基本理念として定め、保護者、保育所・学校などの育ち学ぶ施設、市民、地域、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すもの。

○施行日

令和5年5月5日

○基本理念

- ①子どもを権利の主体として尊重
- ②子どもの意見尊重、子どもの最善の利益の考慮
- ③子どもが、主体的に社会参加ができる環境整備
- ④各主体の自主的・主体的取組及び相互の連携・協力
- ⑤すべての人にとって優しいまちづくり及び総合的な取組

2. 期待される役割や取組

(1)市

子どもに関する施策の総合的・計画的な推進

(2)保護者

子どもが健やかに育つ家庭環境づくり、発達段階に応じた支援

(3)学校等（育ち学ぶ施設）

子どもが自分で考え、学び、行動する力や、豊かな人間性、社会性の育成・支援

◆取組

- ①社会に参加する機会の設定
- ②主体的な社会活動の支援
- ③有害及び危険な環境から守る取組の推進
- ④子ども目線の情報及び学ぶ機会の提供
- ⑤保護者に対する必要な支援
- ⑥こどもの居場所づくり

など

※安心して過ごせる、豊かな人間性を育むことができる場所



ア 自然、文化芸術等との触れ合い、遊び、その他の体験活動

イ 年齢の異なる子ども、地域住民との交流

(4)市民

子どもに関する施策への関心、理解を深め、こどもの健やかな育ちの支援

(5)地域

子どもが安心して遊び、学べる環境づくり、住民間の交流、見守り活動等を通じた、安心して子育てができる地域づくり

(6)事業者

子育てと仕事を両立できるような環境づくりなど

参考 子ども達が主体的に考え、行動した取組を学校が支援実現した具体例

・鴨池中学校の「校則見直し委員会」の活動
 生徒が主体となって、生徒や保護者へのアンケート調査、職員会議での提案等を行い、私服でも登校できる、「鴨池 TPO の日」を企画して実施。(令和4年10月)
 (担当教諭等のコメント)
 「一部の生徒だけでなく学校全体で取り組むことに意味がある。いつもより笑顔で明るい子が多かった。」
 「子どもたちが校則を自分のこととして考えるようになりました。」

